

献血推進ポスターの選考要綱

1 目的

若年層における献血の普及を図るため、県内の中学生、高校生から献血推進用のポスターの原画を募集し、優秀作品を選考する。さらに、最優秀作品においてポスターを作成し、献血の普及を図るとともに、広く県民に呼びかけを行うものとする。

2 選考の方法

(1) 埼玉県知事は、3に定める選考の基準により、優秀作品及び最優秀作品を選考の上、決定するものとする。

(2) 最優秀作品等を選考するため、次の構成による選考委員会を置く。

なお、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を行う。

委員長 保健医療部長

委員 薬務課長

委員 教育局県立学校部保健体育課長

委員 保健所長会会長

委員 日本赤十字社埼玉県支部事務局長

委員 埼玉県赤十字血液センター所長

3 選考の方法及び基準

選考方法は、一次選考を各保健所で実施し、最終選考を2の(2)に定める選考委員会において選考する。また、必要に応じて、専門家の意見を求めて、二次選考を行うことができるものとする。

選考基準は、献血の推進にふさわしい作品とし、別に定める「献血推進ポスター募集要領」の応募上の注意によるものとする。

4 主催及び後援

主催 埼玉県、日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県赤十字血液センター

後援 埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会

5 表彰

彩の国さいたま「愛の血液助け合いの集い」において、表彰を行うものとする。

埼玉県知事賞最優秀賞 1点

埼玉県知事賞優秀賞 3点

埼玉県保健医療部長賞 30点以内

埼玉県赤十字血液センター所長賞 数十点

附 則

この要綱は平成15年4月4日から施行する。

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は平成29年4月27日から施行する。